

富岡町社会体育施設
管理運営業務指定管理者募集要項

令和7年12月

富 岡 町

目 次

1	募集の趣旨	1
2	対象施設	1
	(1) 施設名	
	(2) 住所	
	(3) 施設概要	
	(4) 設置目的	
3	指定管理者に行わせる維持管理及び運営業務内容	1
	<維持管理業務>	
	<運営業務>	
4	施設の管理運営方針	1
5	施設の管理運営に関する基本事項	2
	(1) 個人情報の取扱い	
	(2) 守秘義務	
6	指定の期間	2
7	指定管理業務に関する経費	2
	(1) 指定管理料	
	(2) 指定管理料の対象	
	(3) 指定管理料の精算	
8	町と指定管理者の責任の分担	3
9	参加資格要件	4
10	募集等のスケジュール	4
	(1) 募集要項の配布	
	(2) 図面の閲覧	
	(3) 募集に関する質問	
	(4) 申請書類の受付	
	(5) 富岡町指定管理者選定委員会	
	(6) 選定結果の通知	
	(7) 選定結果の公開	
	(8) 選定審査除外要件	
	(9) 再募集	
	(10) 指定管理者の指定及び協定書の締結	
11	申請の際に提出する書類の内容	6
12	選定基準等	7

13 協定に関する事項	9
(1) 包括協定	
(2) 年度別協定	
14 業務報告等	9
(1) 月間業務報告	
(2) 年間業務報告	
(3) 自己評価報告	
(4) 事故報告	
15 監督	10
16 その他	10
17 問い合わせ先	10

富岡町社会体育施設管理運営業務指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

本募集要項（以下「本要項」という。）は、「富岡町社会体育施設」（以下「社会体育施設」という。）の管理運営を行う事業者を募集し、選定するため、応募への参加要件や審査・評価方法などの諸条件や手続き等について定める。

2 対象施設

(1) 施設名 富岡町社会体育施設

(2) 住 所

- ①施設名称 1 富岡町総合スポーツセンター（富岡町小浜 481 番地）
及び位置 （総合体育館・武道館・ふれあいドーム・野球場・テニス
コート・多目的広場・サブグラウンド・グラウンドゴル
フ場・ふれあい広場・児童公園）
2 富岡町総合運動場（富岡町大字本岡字王塚 84 番地）
3 下郡山運動場（富岡町大字下郡山字真壁 300 番地）

②設置目的

町民の体育及びレクリエーションその他社会教育事業の振興を図る

3 指定管理者に行わせる維持管理及び運営業務内容

指定管理者は、次に掲げる業務を行う。ただし、これらの業務のうち清掃、警備等の業務を他の事業者に再委託することができるが、全部の業務を一括して他の事業者に再委託することはできない。詳細については、仕様書（別紙 1）を参照のこと。

＜維持管理業務＞

- (1) 警備保安業務
- (2) 設備保守管理業務
- (3) 環境衛生・清掃業務
- (4) 什器・備品保守管理業務
- (5) 修繕業務

＜運営業務＞

- (1) 社会体育施設の維持・管理業務
- (2) スポーツ振興事業
- (3) 社会教育事業

4 施設の管理運営方針

- (1) 利用者の健康増進、体力の向上を総合的に供与すること。
- (2) 利用者の公正・公平な利用を確保すること。
- (3) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 積極的な情報発信等を行い利用促進に努めること。
- (5) 利用者の個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 関係法令を遵守し、利用者の安全を確保すること。
- (7) 効率的な運営を行うとともに、管理運営費の節減に努めること。
- (8) 常に善良な管理者の責任を持って、管理運営にあたること。

5 施設の管理運営に関する基本事項

指定管理者は、本要項に定める他、次の法令等を遵守すること。

- ・地方自治法、地方自治法施行令
- ・スポーツ振興法
- ・スポーツ基本法
- ・富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則
- ・富岡町社会体育施設条例
- ・富岡町社会体育施設条例施行規則
- ・富岡町スポーツ振興審議会条例
- ・富岡町スポーツセンター組織規則
- ・富岡町スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱
- ・富岡町行政手続条例
- ・富岡町個人情報保護条例
- ・富岡町情報公開条例

※その他関連法令に準ずること

(1) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第67条には、個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者においても適用される。

(2) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用することはできない。

6 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。ただ

し、管理することが適当でないと認めるとき、並びに社会情勢又は取り巻く状況の変化等により管理が困難と認めるときは、指定の期間を取消し、又は変更する場合がある。

7 指定管理業務に関する経費

(1) 指定管理料

指定期間中に町が支払う委託料は、次の予算額を上限とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額しない。

338,000千円（3年間）/110,000千円（令和8年度）114,000千円（令和9年度、10年度）

なお、各年度ごとの管理費用の額は、当該年度の事業実施内容による増減を踏まえ、毎年度「年度別協定」において定めることとする。

(2) 指定管理料の対象

指定管理料の対象は次のとおりとする。

- ① 施設等の維持管理に要する経費
- ② 施設等の運営に要する経費
- ③ 事業運営に要する経費

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を適切に実施する中で、自主事業収入の増加や経費の節減などによる経営努力による剰余金は、原則として精算による返還を求めない。また、収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補填は行わない。

8 町と指定管理者の責任の分担

町と指定管理者の責任分担は、次のとおりとする。ただし、次に定める事項に疑義を生じたとき、又は次に定める事項にない責任が生じたときは、町と指定管理者が協議して責任分担を決定する。

項目	指定管理者	町
施設の維持管理及び保守点検等に要する経費	○	△（※1）
施設の大規模修繕（※2）に要する経費		○
安全衛生管理	○	
事故、火災等による施設損傷の回復 (町の責めに帰すべき事由によるもの)		○
事故、火災等による施設損傷の回復 (指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの)	○	
施設利用者の被災責任		○

(契約不適合責任に起因するもの)		
施設利用者の被災責任 (施設の管理運営に起因するもの)	○	
施設賠償責任保険への加入	○	
包括的な管理責任		○

※1：修繕業務は1件につき200万円（消費税及び地方消費税を含む。）

以上のものは、町が実施する。

※2：大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は前面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。（「建築物修繕措置判定方法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部慣習）」（平成5年版）の記述に準ずる。）

9 参加資格要件

- (1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 団体又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ③ 本町における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑥ 指定管理者による施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条及び第180条の5第6項に規定する町に対する請負とみなした場合において、当該各条のいずれかに規定する兼業禁止の規定の適用を受けることになる者
- (3) 施設の運営と事業の展開に理解と熱意を持ち、指定期間中、効率的かつ安定した運営を行うことができること。
- (4) 施設の管理運営に必要な資格及び免許を有すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許を有していること。

10 募集等のスケジュール

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和7年12月26日（金）～
令和8年1月 20日（火）まで
(月、祝祭日、年末年始期間は除く。ただし祝祭日が月曜日
に当たる時はその翌日)
- ② 配布時間 午前8時30分～午後5時まで
- ③ 配布場所 富岡町教育委員会 生涯学習課
〒979-1151
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1
TEL 0240-22-2626 FAX 0240-22-5059
Mail tom7100-0@tomioka-town.jp

※町ホームページからダウンロード可能

<http://www.tomioka-town.jp>

(2) 図面の閲覧

- ① 閲覧期間 令和7年12月26日（金）～
令和8年1月 20日（火）まで
(月、祝祭日、年末年始期間は除く。ただし祝祭日が月曜日
に当たる時はその翌日)
- ② 閲覧時間 午前8時30分～午後5時まで
- ③ 閲覧場所 富岡町教育委員会 生涯学習課
- ④ 閲覧申込 図面の閲覧を希望する者は、事前に生涯学習課に電話等で
連絡すること。

(3) 募集に関する質問

- ① 受付期間 令和7年12月26日（金）～
令和8年1月 20日（火）まで
午前8時30分～午後5時まで（郵送の場合は必着）
(月、祝祭日、年末年始期間は除く。ただし祝祭日が月曜
日に当たる時はその翌日)
- ② 受付方法 様式第1に記入の上、受付期間内に郵送、FAX、電子メ
ールのいずれかで上記10(1)③に提出すること。
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、各団体の質問内容にのみ、回答する。
- ④ 質問回答日 令和8年1月 23日（金）に電子メールにて回答する。

(4) 申請書類の受付

- ① 受付期間 令和7年12月26日（金）～
令和7年1月28日（水）まで
午前8時30分～午後5時まで
(月、祝祭日、年末年始期間は除く。ただし祝祭日が月曜日に当たる時はその翌日)
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時まで
- ③ 受付場所 富岡町教育委員会 生涯学習課
- ④ 提出方法 受付場所に持参すること。なお、提出後は、記入内容を変更することはできない。

(5) 富岡町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うヒアリング選定委員会では、申請者へヒアリングを行うことがある。

開催日時、場所、実施方法等については、申請者に対し別途通知する。

(6) 選定結果の通知

選定委員会において、本要項12の選定基準に基づき審査を行い候補者を選定し、令和8年2月中を目途に通知する。

(7) 選定結果の公開

選定委員会の審査結果については、必要な事項を公表する。

(8) 選定審査除外要件

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類に偽りの記載があった場合
- ② 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

(9) 再募集

審査の結果、候補者として選定すべき応募者がいないときは、再募集する場合がある。

(10) 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補者は、富岡町議会の議決後に協定を締結する予定である。

11 申請の際に提出する書類の内容

次の（1）から（4）までの書類を各8部（正本1部、副本7部）提出すること。提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4番とし、ファイル等に綴じて提出すること。

なお、（4）事業計画書については、同じ内容を保存したデータ（PDF及びExcelファイル）をCD-Rにして1枚提出すること。

また、次の（5）から（9）までの書類を各1部ファイル等に綴じて提出すること。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式2）
- (2) 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式3）
- (3) 法人等の概要（様式4）
- (4) 事業計画書（様式5-1～様式7）
- (5) 定款
- (6) 登記簿謄本
- (7) 申請の日の属する事業年度の前年度（令和6年度）における事業実績書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他経営状況を明らかにすることができる書類
- (8) 申請の日の属する事業年度（令和7年度）の事業計画書及び収支予算書、その他業務の内容を明らかにすることができる書類
- (9) 3カ月以内に発行された国税及び地方税の納税証明書（納税義務者でない場合、「未納の税額が無いことの証明書」）

12 選定基準等

指定管理者の候補の選定は、手続条例第4条の規定による基準に基づき、選定委員会において審査方法を定め、選定基準に基づき応募書類の審査を行い、候補者を選定する。

なお、審査基準ごとの個別審査内容は、概ね次のとおりとする。

選定基準	審査の視点	
1 安定的な経営姿勢、運営実施体制について	(1) 施設の管理運営の基本方針	・本施設を管理するにあたり基本方針を有している。
	(2) 基本方針を実施するための目標及び実施策	・基本方針を踏まえた本施設の管理目標及び実施策が示されている。
	(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報（経営の透明性）、類似施設の管理実績	・本施設の管理体制が示されている。 ・安定的な施設管理、運営を行うことに必要な経営体制、経営体力及び適正な経営の情報開示（透明性）並びに類似施設の管理実績がある。
選定基準	審査の視点	
2 コンプライアンスについて	(4) 関連法令の遵守体制	・指定管理者として要求される個人情報保護、情報公開、行政手続き等の法令の遵守体制が示されている。
3 施設の効用の最大限発揮について	(5) 利用者ニーズへの対応	・利用者ニーズの把握方法やサービスへの反映が示されている。
	(6) 町及び関係機関との連携	・町及び関係機関との連携によって、利用者にとって相乗効果が発揮される提案がある。
	(7) 利用促進	・体育施設利用者増加に繋がる自主事業の展開、利用促進のための積極的な情報発信などの提案がある

4 施設管理について	(8) 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が快適に気持ち良く利用することができるための業務内容、実施方法として有効な提案がされている。
5 安全管理について	(9) 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全、安心に利用できるような緊急、救急時の体制が示されている。 利用者等からの苦情対応の体制が示されている。
6 地域貢献について	(10) 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献に対する事業の取り組みが提案されている。 利用者の交流等に寄与する自主事業が提案されている。
7 自己評価（モニタリング）について	(11) 自己評価（モニタリング）	<ul style="list-style-type: none"> 事業の評価を実行するとともにPDCAマネジメント等の事業の改善が提案されている。
8 管理運営経費について	(12) 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画が適正、かつ実現可能である。 経費節減の工夫が図られている。
選定基準		審査の視点
9 社会体育施設又は類似施設の管理実績について	(13) 社会体育施設又は類似施設の管理実績	<ul style="list-style-type: none"> 社会体育施設又は類似施設の管理実績がある。

13 協定に関する事項

選定委員会で選定された候補者について、富岡町議会の議決後、指定管理者としての指定を行う。

この指定に際して目的事項、町が支払うべき指定管理料の額等を最終的に定めるため、協定書を作成し、町と被指定者は「協定」を締結する。

また、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「包括協定」及び、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。

(1) 包括協定

- ① 指定期間
- ② 業務に関する基本的事項
- ③ 町が支払うべき指定管理料に関する基本的事項
- ④ 減免の取扱いに関する事項
- ⑤ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑥ 事業報告、業務報告に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ リスク管理、責任分担に関する事項
- ⑨ その他

(2) 年度別協定

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度に町が支払うべき指定管理料に関する事項
- ③ その他

14 業務報告等

(1) 月間業務報告

毎月の管理運営業務の実施状況及び使用状況について、翌月の 10 日までに提出すること。

(2) 年間業務報告

毎年度終了 1 カ月以内に事業報告書を作成し、提出すること。

また、事業報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- ①管理運営業務の実施状況及び使用状況
- ②施設利用費の収入の実績
- ③管理運営に係る経費の収支状況
- ④指定管理者の施設における出退勤管理表
- ⑤施設の改善すべき事項がある場合の報告書
- ⑥その他の管理運営の実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項

(3) 自己評価報告

毎年度終了後 1 カ月以内に自己評価報告書を作成し、提出すること。

(4) 事故報告

施設において事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を提出すること。

15 監督

町は指定期間中に指定管理業務の良好な管理運営状況を確保するため、その管理運営業務及び経理の状況について報告を求め、実地に調査を行う。

指定管理業務が適正に行われていないと判断した場合、改善等必要な指示を行い、改善されないときは、管理運営業務の全部又は一部の停止や指定取り消しの処置を執ることがある。

16 その他

- (1) 提出された応募書類は、返却しない。また、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しない。
- (2) 提出された応募書類は、情報公開の請求により、非公開とすべき個人情報を除き公開することがある。
- (3) 応募に関しての必要となる費用は、応募者の負担とする。

17 問い合わせ先

富岡町役場 生涯学習課 生涯学習係

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1

TEL 0240-22-2626 FAX 0240-22-5059

E-mail tom7100-0@tomioka-town.jp